

〈改善報告書検討結果（成蹊大学）〉

[1] 概評

2016（平成28）年度の本協会による大学評価において、貴大学に対して、努力課題として3項目の改善報告を求めた。これを受け、貴大学では、「成蹊大学内部質保証委員会」を中心に検討を行い、各学部・研究科において改善活動に取り組んでおり、改善の認められる項目が確認できる。ただし、以下に示す改善が不十分な事項については、更なる対応を求める。

学生の受け入れ（努力課題No.3）について、収容定員に対する在籍学生数比率が、経済経営研究科博士前期課程で0.44、同博士後期課程で0.06、理工学研究科博士後期課程で0.20、法学政治学研究科博士前期課程で0.08、同博士後期課程で0.06、文学研究科博士前期課程で0.21、同博士後期課程で0.19と依然低いままであるため、改善が望まれる。

以上の事項について、引き続き改善に取り組むとともに、貴大学が掲げる理念・目的の実現のために、不断の改善・向上に取り組むことを期待したい。

[2] 今後の改善経過について再度報告を求める事項

なし

[3] 各指摘事項に対する改善状況

1 努力課題について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	3. 教員・教員組織
	指摘事項	理工学部、法学部及び学長直属教員においては、採用・昇格の基準を明文化していないので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	理工学部及び法学部の教員の採用・昇任の手続については、学部の規則が存在したものの、採用・昇任の基準については、明文化された規則が存在せず、慣行に基づいて運用されていた。 学長直属教員の採用及び昇任については、「成蹊大学学長直属教員採用及び昇任に関する手続内規」に基づき実施されており、基準については「専門分野に応じ適切な基準を準用」するとされていたが、明確な基準は本内規に記載されていなかった。
	評価後の改善状況	本学では2017年度第1回内部質保証委員会において全ての研究科長と大学とで努力課題に関して

	<p>共有を行った。(資料 1-1-1、1-1-2) また、内部質保証委員会を中心に、各部門の努力課題に対する改善対応のスケジュールを検討した。(資料 1-1-3、1-1-4、1-1-5)</p> <p>また、各専門分野の特性を考慮し教員の採用・昇任の基準について検討を行ない、内部質保証委員会で進捗の確認を行なうとともに、共有をした。(資料 1-1-5)</p> <p>最終的には、学部は各学部教授会、学長直属は大学運営会議及び大学評議会において、これを検討し、基準の改正を行なった。</p> <p>この結果、理工学部、法学部及び学長直属において、新たな基準が周知され、運用されている。</p> <p>理工学部については、2019年12月4日の理工学部教授会において、「理工学部専任教員の採用及び昇任基準」が承認され、理工学部規則として2020年4月1日より施行された。(資料 1-1-6、1-1-7)</p> <p>法学部については、2019年3月4日の法学部教授会において、基準を明文化した「法学部専任教員の採用及び昇任基準」が新たに制定されるとともに、採用・昇任の手続についても従来の規則を廃止し、修正を加えた「法学部専任教員の採用及び昇任に関する規則」が制定された。この二つの規則は、いずれも、2019年4月1日より施行された。(資料 1-1-8、1-1-9、1-1-10)</p> <p>学長直属については、2018年11月7日の大学運営会議及び2019年10月23日の大学評議会において、内規が改正され、教授、准教授、大学講師等の「資格及び基準」が明文化された。(資料 1-1-11、1-1-12、1-1-13)</p> <p>以上のように、理工学部、法学部及び学長直属において適切に改善が図られた。</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-1-1 「内部質保証委員会議事録（2017年4月5日開催）」（抜粋） ・ 1-1-2 「2016-2017年度大学内部質保証／点検・評価シート運用ガイドライン」 ・ 1-1-3 「内部質保証委員会議事録（2017年12月6日開催）」（抜粋）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-1-4 「内部質保証委員会議事録（2018年2月21日開催）」（抜粋） ・ 1-1-5 「成蹊大学に対する大学評価（認証評価）結果」（2016年度受審）における「努力課題」への対応について」 ・ 1-1-6 「理工学部教授会議事録（2019年12月4日開催）」（抜粋） ・ 1-1-7 「理工学部専任教員の採用及び昇任に関する基準」 ・ 1-1-8 「法学部教授会議事録（2019年3月4日開催）」（抜粋） ・ 1-1-9 「法学部専任教員の採用及び昇任に関する規則」 ・ 1-1-10 「法学部専任教員の採用及び昇任基準」 ・ 1-1-11 「大学運営会議議事録（2018年11月7日開催）」（抜粋） ・ 1-1-12 「大学評議会議事録（2019年10月23日開催）」（抜粋） ・ 1-1-13 「成蹊大学学長直属教員の採用及び昇任に関する内規」
--	--

No.	種 別	内 容
2	基準項目	4. 教育内容・方法・成果（2）教育課程・教育内容
	指摘事項	<p>経済経営研究科博士後期課程のカリキュラムにおいては、コースワークに該当する上級理論科目が現在に至るまで開講実績がなく、また、法学政治学研究科の博士前期課程及び後期課程においては、研究指導のための科目が開講されておらず、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせたカリキュラムとはいえないで、課程制大学院の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供することが望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>経済経営研究科については、2015年度までの後期課程は、リサーチワークである演習科目を4科目履修し、論文作成の指導を受ける教育課程となっていた。制度上は、コースワークである上級理論科目を履修し、併せてリサーチワークである博士論文作成指導を受ける教育制度が敷かれていた。しかし、それまでこのコースワークである上級理論科目の開講実績がなく、必修ともなっていないため、コースワーク科目の後期課程における位置づけが形骸化していた。</p> <p>法学政治学研究科については、従来の大学院教育においても、研究指導のための科目が実際に実施されていたものの、カリキュラム上、どの科目がこれに該当するのかは必ずしも明確でなく、コースワークに該当する科目とリサーチワークに該当する科目を、カリキュラム上明確に区分す</p>

	<p>る必要があった。</p> <p>評価後の改善状況</p> <p>本学では2017年度第1回内部質保証委員会において全ての研究科長と大学とで努力課題に関して共有を行った。(資料 1・1・1、1・1・2) また、内部質保証委員会を中心とし、各部門の努力課題に対する改善対応のスケジュールを検討した。(資料 1・1・3、1・1・4、1・1・5)</p> <p>それを受け、各研究科においても課程制大学院の趣旨に照らし、教育内容の充実を図るべく検討が進められ、内部質保証委員会において進捗状況の報告がなされ、その後カリキュラムの改編等を行った。(資料 1・1・3、1・1・4、1・1・5、1・2・1、1・2・2、1・2・3)</p> <p>それぞれの研究科における改善にむけた取り組みについては以下のとおりである。</p> <p>経済経営研究科では、2017年度以降、本件に関して内部質保証推進チームを中心に研究科教授会で審議され、リサーチワークである演習科目の改善を引き続き進めるとともに、コースワーク開講を徹底することでの、後期課程の教育課程強化を行ってきた。2つの履修コースにおいて2017年度の開講科目「上級理論研究（応用ミクロ経済研究1）」、「上級理論研究（応用ミクロ経済研究2）」で修得した知識をさらに深めるためのコースワークの科目として、2018年度は「上級理論研究（応用ミクロ経済分析3）」、「上級理論研究（応用ミクロ経済分析4）」を開講した。(資料 1・2・4、1・2・5) 引き続き、2019年度は「上級理論研究（応用ミクロ経済分析5）」、「上級理論研究（応用ミクロ経済分析6）」(資料 1・2・6、1・2・7)、2020年度は「上級理論研究（応用ミクロ経済分析7）」を開講している。(資料 1・2・8、1・2・9、1・2・10)</p> <p>法学政治学研究科では、2019年10月31日の法学政治学研究科教授会、2020年1月15日の大学運営会議・大学評議会及び2020年1月24日の常務理事会（改廃機関）の議を経て、「成蹊大学大学院法学政治学研究科規則」の一部が改正され、カリキュラムの改編が行われた。(資料 1・2・11、1・2・12、1・2・13、1・2・14、1・2・15、1・2・16、1・2・17) 具体的には、前期課程および後期課程のいずれにおいても、「研究・演習科目」群に加えて、新たに「研究指導科</p>
--	--

	<p>目」群が設けられ、その上で、学位論文の提出要件の中に、「研究指導科目」についての修得単位数が明記された。なお、新カリキュラムは 2020 年 4 月 1 日より施行されている。</p> <p>以上より、大学として、提言に対する改善が行われたと認識している。</p>
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-2-1 「内部質保証委員会議事録（2019 年 4 月 10 日開催）」（抜粋） ・ 1-2-2 「内部質保証委員会議事録（2019 年 7 月 24 日開催）」（抜粋） ・ 1-2-3 「内部質保証委員会議事録（2019 年 12 月 11 日開催）」（抜粋） ・ 1-2-4 「2018 年度 経済経営研究科 博士後期課程 履修要項（抜粋）」 ・ 1-2-5 「2018 年度 時間割表（経済経営研究科）」 ・ 1-2-6 「2019 年度 経済経営研究科 博士後期課程 履修要項（抜粋）」 ・ 1-2-7 「2019 年度 時間割表（経済経営研究科）」 ・ 1-2-8 「2020 年度 経済経営研究科 博士後期課程 履修要項（抜粋）」 ・ 1-2-9 「2020 年度 時間割表（経済経営研究科）」 ・ 1-2-10 「2020 年度 大学院授業計画」 ・ 1-2-11 「法学政治学研究科教授会議事録（2019 年 10 月 31 日開催）」（抜粋） ・ 1-2-12 「大学運営会議議事録（2020 年 1 月 15 日開催）」（抜粋） ・ 1-2-13 「大学評議会議事録（2020 年 1 月 15 日開催）」（抜粋） ・ 1-2-14 「常務理事会議事録（2020 年 1 月 24 日開催）」（抜粋） ・ 1-2-15 「常務理事会議題（2020 年 1 月 24 日開催）」 ・ 1-2-16 「常務理事会資料 2-5（2020 年 1 月 24 日開催）」 ・ 1-2-17 「成蹊大学大学院法学政治学研究科規則」 	

No.	種 别	内 容
3	基準項目	5 学生の受入れ
	指摘事項	収容定員に対する在籍学生数比率について、経済経営研究科博士前期課程が 0.41、同博士後期課程が 0.17、理工学研究科博士後期課程が 0.20、法学政治学研究科博士前期課程が 0.13、同博士後期課程が 0.11、文学研究科博士前期課程が 0.44、同博士後期課程が 0.31 と低いので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	経済経営研究科については、2015 年度までの前期課程、後期課程の定員数は、それぞれ 16 名、6 名であった。これらの定員数に対し、入学者数が 5 名、1 名

	<p>であり、定員充足率は 31.2%、16.7%であった。入試制度が一般入試に依存し、社会人・外国人等、多様な大学院へのニーズを反映できていない制度であった。</p> <p>理工学研究科については、理工系分野において、前期課程修了学生の新卒採用は順調であるのに対して、後期課程修了学生に対する求人は前期課程の学生に比較して低い状況にあった。また、学部を含めると 9 年間在籍に相当する学費を支払う必要があることなどの理由から収容定員を大幅に下回る状況が続いていた。</p> <p>文学研究科については、収容定員に対する在籍学生数比率について、前期課程が 0.44、同後期課程が 0.31 であった(2015 年度)。文学研究科としては、カリキュラム改革の実施などを通して在籍学生数比率の向上に従前努めてきたが、進学意欲を持った学部学生の大幅な減少を主因として改善にいたらず、努力課題として指摘を受ける状況に至っていた。</p> <p>法学政治学研究科については、それまでも、大学院内部進学制度やタームペーパー制度の導入など、収容定員の確保に向けた努力を続けてきたが、大学院への進学意欲を有する学生が減少する中で、収容定員を大きく下回る状況が続けていた。</p>
評価後の改善状況	<p>本学では 2017 年度第 1 回内部質保証委員会において全ての研究科長と大学とで努力課題に関して共有を行った。(資料 1-1-1、1-1-2) また、内部質保証委員会を中心に、各部門の努力課題に対する改善対応のスケジュールを検討した。(資料 1-1-3、1-1-4、1-1-5)</p> <p>具体的には、大学院生向けの学習環境の改善及び入試に係る広報活動を改善策と捉え、前者については学長・副学長と学長室総合企画課を中心に、後者については研究科とアドミッションセンターにて検討及び計画立案を行った。</p> <p>このうち、大学院生の学習環境の改善にむけた取り組みについては、大学全体として 2019 年度第 17 回大学運営会議で、大学院生研究室の改裝工事計画について懇談がなされ、環境面の改善計画にも着手した。(資</p>

	<p>料 1・3・1)</p> <p>以上のように、受審翌年度から、内部質保証委員会にて、各研究科の努力課題に対する途中経過について進捗状況の報告を受けるとともに、各研究科においては努力課題に対する改善にむけた検討や計画が進められた。(資料 1・2・1、1・2・2、1・2・3)</p> <p>各研究科における改善にむけた取り組みについては以下のとおりである。</p> <p>経済経営研究科では、改善策として、様々な入試制度を実施しており、2019 年度はエントリーAO 入試を実施した。(資料 1・3・2、1・3・3) また、過去問の一部をホームページに掲載する等受験生の利便性を図った。(資料 1・3・4) この結果、2016 年度から 2020 年度にかけ、前期課程では、入学者が一定数増加した。依然として定員充足率は 1.00 を下回る一方で志願者数は増加を続け、2020 年度入試志願者数は、48 名(2019 年度 33 名) であった。他方、後期課程では、2016 年度から 2020 年度にかけ、入学定員 6 名に対し入学者は 0 名であった。</p> <p>理工学研究科では、後期課程入学者を増やすためには、前段階として前期課程の入学者を増やすことが必要であると考えたため、学部・修士の学位を合計 5 年で修了する早期修了制度について検討し、2018 年度第 11 回理工学研究科教授会で承認された。(資料 1・3・5、1・3・6、1・3・7) 同制度は 2019 年度から運用されており、2020 年度現在、4 年次生 6 名が早期修了候補生となっている。(資料 1・3・8)</p> <p>文学研究科では、内部進学者のうち、一定の条件を満たした者については、筆記試験またはプレゼンテーション試験を免除し、口述試験のみで選考することとした。(資料 1・3・9) また、外国人留学生に対しては、在籍中の留学生の出身日本語学校に資料を送付する等の広報活動を行った。(資料 1・3・10) 前期課程に関しては一時的に若干の改善が見られたものの全体的に改善がなされたとは言えない状況である。</p> <p>法学政治学研究科では、近年、大学院内部進学制度</p>
--	--

	<p>説明会を年2回実施する等学部在学生に対する呼びかけを強化し、また、教職課程センターとの連携の下、教職課程履修生に対する情報の提供も始めた。（資料1・3・11、1・3・12、1・3・13）この結果、定員充足率は、前期課程においては、年度によって若干の起伏があるものの、5年間の平均で0.23となり評価当時の0.13に比べて一定の改善が見られた。一方、後期課程の定員充足率は、5年間の平均で0.07となっており基本的に改善が見られていない。</p> <p>以上のように、取り組みの結果が成果として現れるまでには至っていない部分もあるが、大学として、今後に向けた改善の基礎はできたと認識しており、状況改善への施策を積み重ねていきたい。（資料1・3・14）</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1・3・1 「大学運営会議議事録（2020年1月15日開催）」（抜粋） ・1・3・2 「大学院学生募集要項（2020年度入学者用）（経済経営研究科）」（抜粋） ・1・3・3 「エントリー型AO入学試験学生募集要項（2020年度入学者用）」（抜粋） ・1・3・4 「大学院過去の入試問題ホームページ」 https://www.seikei.ac.jp/university/snet/admissions/past_exam.html ・1・3・5 「理工学研究科教授会議事録（2018年12月19日開催）」（抜粋） ・1・3・6 「理工学研究科早期修了に関する内規」 ・1・3・7 「理工学研究科早期修了を希望する学生の登録要件に関する要領」 ・1・3・8 「理工学研究科教授会議事録（2020年3月2日開催）」（抜粋） ・1・3・9 「文学研究科教授会議事録（2018年1月24日開催）」（抜粋） ・1・3・10 「文学研究科教授会議事録（2019年12月18日開催）」（抜粋） ・1・3・11 「大学院 法学政治学研究科 内部選抜入試 第1期募集」 ・1・3・12 「大学院 法学政治学研究科 内部選抜入試 第2期募集」 ・1・3・13 「法学部FD委員会議事録（2020年3月2日開催）」（抜粋） ・1・3・14 「大学基礎データ」表3及び表4

以 上